真岡市防災リーダー養成研修を実施

令和3年10月から令和4年2月にかけて、真岡市防災リーダー養成研修が行われました。
この研修は、自主防災組織の防災意識の高揚や、防災活動の活性化を図り、地域防災力を向上させるリーダーを養成することを目的としています。

今回、研修を修了した方は、市の防災リーダーに登録され、自主防災組織やその他団体が実施する訓練に参加し、防災や減災に関する普及活動を行います。
このたび、防災リーダーに認定された方は次のとおりです。（敬称略）

風田川大地（真岡市社会福祉協議会）
武田　和典（真岡市消防団第3分団第3部）
上野　武男（東光寺）
柳　美枝（台町）
櫛田　優斗（台町）
飯村　紀子（西郷）
市村　久（根本）
大塚　茂美（京泉1）
大福地一嘉（本郷）
木藤　啓二（寿多町）
柳田　公司（阿部品）
生井　豊一（長沼南）
増渕　邦男（長沼南）

令和４年４月１日から

重度心身障害者医療費助成の対象者が拡大します

■ 助成対象者

真岡市に住所があり各種医療保険に加入している方で、下記の①～④いずれかに当てはまる方

①身体障害者手帳の１級または２級の方
②療育手帳のＡ1、Ａ2、Ａ判定いずれかの方
③身体障害者手帳の３級または４級程度の方で、知能指数が 50 以下と判定された方

＋ 追加

④精神障害者保健福祉手帳１級所持者
※令和４年４月１日から適用

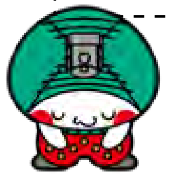

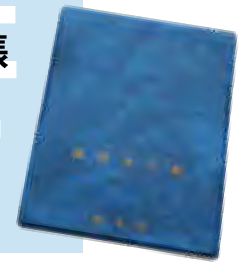

※該当の方には申請書を送付していますので、受付期間内の提出をお願いします。
※精神保健福祉手帳を新規で交付された方や等級変更により新たに対象となった方には、随時ご案内します。

■ 助成内容

これまでと同様、**保険診療が適応された自己負担金のみ**助成対象となります。

助成対象外の主な例	入院時の食事療養費、室料差額、文書料、おむつ代、予防接種代　など　※保険診療外のため

詳しくはこちら
市 HP

問 社会福祉課障がい福祉係　TEL 83-8129

＼ 成年年齢 18 歳に引き下げ後も ／

成人式は 20 歳が対象です

民法が改正され、令和４年４月１日から成年年齢が 18 歳に引き下げられます。市では、民法改正後も、年度内に 20 歳を迎える方を対象に成人式を開催します。

20 歳を対象に開催する理由は？

- 18 歳は、進路の選択に関わる大事な時期であるため
- 20 歳の時期には、進学や就職などで地元を離れているケースもあり、式典の開催により同級生との絆を再確認し、地元愛を育む機会となってほしいため

開催日は？

例年どおり、成人の日（１月第２月曜日）の前日の日曜日を予定しています。

「成人式」という名称はどうなるの？

20 歳を対象とした式典を継続するため、令和５年１月からは「成人式」という名称から、新しい式典の名称へと変更します。市では、新しい名称を募集していますので、ぜひ応募ください。

令和４年１月まで　成人式 ➡ 令和５年１月以降　？ NEW

- 募集対象者　下記①～④いずれかに当てはまる方
  ①市内在住者 ②市内に通勤または通学している方
  ③市内中学校出身者 ④市外へ転出した方
- 応募期限　令和４年５月６日（金）
- 応募方法　応募フォームまたは応募用紙から応募

応募フォーム
詳細や応募用紙ダウンロードはこちら

18 歳で「できること〇」と「できないこと✕」

民法改正は、若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的に行われました。改正内容を正しく理解しましょう。

できること
- 親の同意なしに契約する（クレジットカードをつくる、携帯電話を契約する など）
- 10 年有効のパスポートを申請する　など

できないこと（20 歳でできるようになること）
- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 公営競技（競馬・競輪など）　など

詳しくはこちら
法務省ウェブサイト「大人への道しるべ」

問 生涯学習課青少年係　TEL 82-7152